

地域創生総合支援事業（サポート事業）
事業完了時の提出書類一覧

サポート事業が完了した際は、以下の書類を提出してください。

《提出時期》

- 完了報告：事業完了後、速やかに
- 実績報告：事業完了日から起算し30日を経過した日、又は3月31日のいずれか早い日

《提出書類》

書 類 等		備 考	確認
完了報告書（第6号様式）		電子データも提出（メール）	
実績報告書（第7号様式）		電子データも提出（メール）	
成果調書（第7号様式の別紙1）		電子データも提出（メール）	
実績書	（第7号様式の別紙2）	電子データも提出（メール）	
	（第7号様式の別紙3）	電子データも提出（メール）	
収支精算書（参考様式）		電子データも提出（メール）	
収支精算書支出内訳明細書		・番号等を記載し整理すること （経費内訳書、収入内訳書も含む） ・電子データも提出（メール）	
領収書又は支払いを証する書類（写）		番号等を記載し整理すること （経費内訳書、収入内訳書も含む）	
自己資金以外の収入を証する書類（写）		参加料・協賛金等の収入がある場合 （通帳、受領書控等及び内訳資料）	
ハード事業	出来高設計図書	設計書、図面等	
	写真（施工前・施工後、施工状況）	モノクロ不可（カラー印刷・コピー可）	
	完成検査調書（写）		
	工事請負契約書（写）		
成果品（事業で作成したもの）		印刷物等は現物、新聞広告等はコピー可	
成果等を確認できる資料・写真等		実施状況が分かる写真、新聞記事等 整備した機械、器具、備品等の写真	
取得財産管理台帳（第10号様式）		工事請負費により取得した構築物や財産 50万円以上の機械、器具、備品	
補助金交付請求書（第9号様式）		全額概算払を受けた場合を除く	

《補助金に係る消費税・地方消費税仕入控除額について》

実績報告の際、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が明らかな場合は、当該額を減額して報告してください。

また、事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る仕入控除額が確定した場合には、「仕入れに係る消費税相当額報告書（第8号様式）」を提出してください。

※ 事業主体が法人の場合は、消費税申告の有無及び課税方式（本則・簡易）を報告頂きます。（本則課税の場合、仕入控除額が生じます。）